

# 西九州大学短期大学部学則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本学は建学の精神を基本として、よき社会人としての教養を高め、広く知識を受けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを目的とする。

### (名称及び所在地)

第1条の2 本学は、西九州大学短期大学部と称する。

2 本学は、佐賀県佐賀市神園三丁目18番15号に置く。

### (点検及び評価等)

第2条 本学は、教育研究の水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については、別に定める。

3 第1項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うものとする。

4 前項の検証を行うにあたっての実施方法、結果の活用等については、別に定める。

### (情報の積極的な提供と社会への寄与)

第2条の2 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、社会への積極的な情報の提供と寄与を行う。

## 第2章 学科、学生定員及び修業年限

### (学科及び学生定員)

第3条 本学に地域生活支援学科、幼児保育学科を置く。

2 地域生活支援学科に食生活支援コース、福祉生活支援コースを設け、必要な事項はこの学則に定めるもののほか、別に定める。

3 各学科の人材養成及び教育研究上の目的は、次の各号とする。

1) 地域生活支援学科は、地域生活者の生活の質の向上を目指した支援を目的に、食と栄養・介護と福祉・多文化と国際化に関する専門知識と実践技術を修得して地域への貢献と活性化の活動ができる人材を養成し、そのための教育研究活動を行う。

2) 幼児保育学科は、保育に関する知識と技術を備えた高い実践力を持つ保育者の養成と豊かな人間性を兼ね備えた人材の養成を目指し、そのための教育研究活動を行う。

4 各学科等の学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針及び入学者受入れの方針は別に定める。

5 各学科の学生定員と学級数は、次のとおりとする。

| 学 科      | 入学定員 | 学級数  | 収容定員 |
|----------|------|------|------|
| 地域生活支援学科 | 100名 | 4クラス | 200名 |

(修業年限及び在学年限)

第4条 本学の修業年限は、2年とする。

2 学生は、4年を超えて在学することはできない。

### 第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日

(3) 本学の開校記念日 10月27日

(4) 春期休業日 3月26日から3月31日まで

(5) 夏期休業日 8月1日から9月30日まで

(6) 冬期休業日 12月23日から1月10日まで

2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

### 第4章 入学、退学及び休学等

(入学の時期)

第8条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学の資格)

第9条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣が指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程〔昭和26年文部省令第13号〕による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

#### (入学の出願)

第10条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

#### (入学者の選考)

第11条 前条の入学志願者については、社会人並びに帰国子女を含め別に定めるところにより、選考を行う。

#### (入学手続き及び入学許可)

第12条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は所定の期日までに、本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

#### (再入学・転入学)

第13条 学長は、本学に再入学又は転入学を志願する者がいるときは、教授会の議を経て、相当年次に入学を許可することがある。

2 学長は、前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

3 第1項の規定を適用された者は第32条の規定にかかわらず、介護福祉士国家試験受験資格を取得することが出来ない。

#### (再入学等の規定の準用)

第13条の2 再入学及び転入学の場合には、第10条から第12条までの規定を準用する。

#### (退学)

第14条 疾病その他の事由により退学しようとする者は、保証人連署のうえ、学長に退学願いを提出しなければならない。

2 学長は、前項の退学願いが提出されたときは、教授会の議を経て、これを許可することができる。

(転学)

第15条 他の大学等への入学又は転学を希望する者があるときは、教授会の議を経てこれを許可することができる。

(転学科)

第16条 転学科を志願する者があるときは、教授会の議を経て、学長が学年の始めに限り許可することができる。

2 転学科を許可された者の在学すべき年数、履修科目及び修得単位数は、教授会の認定による。

(休学)

第17条 疾病その他やむを得ない事情により2カ月以上修学することのできない者は、保証人連署のうえ、学長に休学願いを提出しなければならない。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第18条 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き更に1年まで延長することができる。

2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は、第4条第2項の在学年限に算入しない。

(復学)

第19条 学長は、休学期間中にその理由が消滅した場合は、教授会の議を経て、復学を認めることができる。

(派遣及び留学)

第19条の2 学長は、教育上有益と認めるときは、本学在学中、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協議に基づき、当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修させるため学生を派遣し、又は留学させることができる。

2 前項の派遣及び留学については、教授会の議を経て行うものとする。

3 派遣及び留学の期間は、在学期間に算入する。

4 派遣及び留学に関する規程は、この学則に定めるもののほか、別に定める。

(除籍)

第20条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

(1) 第4条第2項に定める在学年限を超えた者

- (2) 第18条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 長期にわたり行方不明の者

## 第5章 教育課程及び履修方法等

### (授業科目)

第21条 授業科目を分けて、共通教育科目（教養科目、外国語科目、保健体育科目）及び専門教育科目とする。

- 2 授業科目の種類、単位数等は、別表第1のとおりとする。
- 3 前項の規定により、履修科目として登録できる単位数の上限等については、別に定める。
- 4 各授業科目の授業方法及び学修成果の評価方法と開講期間における授業の進捗計画等は、授業計画(シラバス)に掲載明示し、予め学生に周知する。

### (授業の方法)

第21条の2 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を多様なメディアを高度に利用して、授業を行う教室等以外の場所で履修することができる。

### (1年間の授業期間)

第22条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

### (単位の計算方法)

第23条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とすることを標準とする。ただし、授業の方法に応じ、15時間をもって1単位とすることができる。
- (3) 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とすることを標準とする。ただし、授業の方法に応じ、30時間をもって1単位とすることができる。
- (4) 一の授業科目について、講義、演習、実験・実習・実技等、二以上の方法の併用で行う場合については、その組み合わせに応じ、1号から3号までに規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (5) 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、別に定める単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第24条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(学習の評価)

第25条 試験等の成績評価は、100～80点をA、79～70点をB、69～60点をC、59～0点をD(不可)として4段階で表し、A、B、Cを合格、D(不可)を不合格とする。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第26条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学(外国の短期大学及び大学及び大学コンソーシアム佐賀を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て第27条、第28条で規定する単位数と合わせて30単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第27条 学長は、教育上有益と認められるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、教授会の議を経て本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、第26条、第28条に規定する単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第28条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生により履修した単位を含む)及び前条に規定する学修の単位を、教授会の議を経て本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなし、与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、第26条、第27条で規定する単位と合わせて30単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第28条の2 学生が、職業を有している等の事由により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経てその計画的な履修を認めることができる。

(科目読み替えによる単位修得の認定)

第28条の3 学長は、教育上有益と認められるときは、本学在学中における所定授業科目の単位を、教授会の議を経て開講されている他の同等授業科目の履修により修得しそれを認定することができる。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第29条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を行うものとする。

## 第6章 卒業等

(卒業の要件)

第30条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、別表第1に定めるところにより62単位以上を修得しなければならない。

(卒業)

第31条 前条の要件を充足した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した学生に対して、卒業証書を授与する。

3 第1項の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(資格の取得)

第32条 本学において取得することができる免許状及び資格の種類は、次のとおりとする。

| 学 科      | 免許状・資格の種類                  |
|----------|----------------------------|
| 地域生活支援学科 | 栄養士免許申請資格<br>介護福祉士国家試験受験資格 |
| 幼児保育学科   | 幼稚園教諭二種免許状<br>保育士資格        |

2 本学において教育職員免許状を得ようとする者は、別表第1に定める卒業の要件を充足し、かつ、教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。

3 本学の地域生活支援学科において、栄養士の資格を得ようとする者は、別表第1に定める卒業の要件を充足し、かつ、栄養士法及び同法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。

4 本学の地域生活支援学科において、介護福祉士国家試験受験資格を得ようとする者は、別表第1に定める卒業の要件を充足し、かつ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則に定める各科目について、決められた時間数の3分の2（但し、介護実習については5分の4）以上の出席をし、その単位を在学中に修得しなければならない。

5 本学の幼児保育学科において保育士の資格を得ようとする者は、別表第1に定める卒業の要件を充足し、かつ、厚生労働大臣の定める「児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法」（平成13年厚生労働省告示第198号）に定める科目及び単位を修得し、その要件を充足しなければならない。

## 第7章 入学検定料、入学金、授業料等の費用

(入学検定料等の金額)

第33条 本学の入学検定料、入学金、授業料の金額は、次のとおりとする。

| 1 年次  |          | 2 年次  |          |
|-------|----------|-------|----------|
| 入学検定料 | 27,000円  |       |          |
| 入 学 金 | 200,000円 |       |          |
| 授 業 料 | 650,000円 | 授 業 料 | 660,000円 |

2 施設設備費及び教育充実費については、次のとおりとする。

|       | 地域生活支援学科 | 幼児保育学科   |
|-------|----------|----------|
| 施設設備費 | 100,000円 | 100,000円 |
| 教育充実費 | 150,000円 | 140,000円 |

(授業料等の納入期)

第34条 授業料等は、次の2期に分け、西九州大学及び西九州大学短期大学部学費納入規程の定めるところにより納入しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、延納・分納を認めることがある。

前期 4月1日から5月10日まで

後期 10月1日から10月31日まで

2 長期履修学生の授業料、施設設備費及び教育充実費の納入については、別に定める。

(再入学及び転入学の場合の授業料等)

第35条 再入学及び転入学の場合は、その者の属する年次の在生にかかると同額の授業料、施設設備費及び教育充実費を納付しなければならない。

(退学及び停学の場合の授業料等)

第36条 学期の途中で退学する学生の当該期分の授業料、施設設備費及び教育充実費は、徴収する。

2 停学期間中の授業料、施設設備費及び教育充実費は、徴収する。

(休学の場合の授業料等)

第37条 学期の全期間にわたって休学した者については、その学期の授業料、施設設備費及び教育充実費を免除する。

(復学の場合の授業料等)

第38条 学期の途中で復学した学生は、復学した期の授業料、施設設備費及び教育充実費を納入しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料等)

第39条 学年の途中で卒業する見込みの学生は、卒業する見込みの期までの授業料、施設設備費及び教育充実費を納付するものとする。

(納付した授業料等)

第40条 納付した入学検定料、入学金及び授業料等は原則として返付しない。

2 前項の規定による納付した授業料等の取扱いは、別に定める。

## 第8章 教職員組織

(職員組織)

第41条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技能職員その他必要な職員を置く。

2 本学に副学長及び学長補佐を置くことができる。

## 第9章 教授会

(教授会)

第42条 本学に重要な事項を審議するため教授会を置く。

(教授会の構成)

第43条 教授会は、学長及び専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めたときは、教授会にその他の職員を加えることができる。

(教授会の審議事項)

第44条 教授会は、学長が次の各号に掲げる教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり、当該事項を審議し意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学(転入学・再入学を含む。)及び卒業に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 教育課程の編成及び履修方法に関する事項

(4) 教員の選考に係る資格審査に関する事項

(5) 学則又は短期大学部諸規定のうち、教育研究に関する重要な規則の制定、改廃に関する事項

(6) 学生の表彰、懲戒に関する事項

(7) その他、学長が諮問した事項

2 教授会は、前項に規定するもののほか、次に掲げる学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(1) 学生の休学、復学、転学、転学科、派遣、留学及び除籍に関する事項

(2) 長期履修学生、科目等履修生、特別聴講学生、外国人留学生及び委託生に関する事項

(3) 学生の単位修得に関する事項

(4) 学生の修学等に必要の助言・指導に関する事項

(5) その他、教育・研究に関する事項

(その他)

第45条 本章に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第10章 長期履修学生・科目等履修生・特別聴講学生・委託生・外国人留学生

##### (長期履修学生)

第46条 学長は、第4条の第1項に定める修業年限を超える一定の期間にわたり授業科目を履修することを目的として、本学に入学を希望する者がある時は、教授会の議を経て、長期履修学生として、入学を許可する。

2 長期履修学生に関して必要な事項は別に定める。

##### (科目等履修生)

第47条 学長は、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、教授会の議を経て、本学の教育に支障がない限り科目等履修生として受け入れを許可する。

2 科目等履修生に対し、その履修した授業科目について、試験のうえ、単位を与えることができる。

3 科目等履修生の履修料は、1単位につき講義10,000円、演習15,000円、実験・実習は20,000円とし、演習及び実験・実習は別に実験・実習・演習料として納入させることがある。

4 科目等履修生について必要な事項は、この学則に定めるもののほか、別に定める。

##### (社会人等学生以外の履修者に対する証明書の交付)

第47条の2 学長は、本学が編成した社会人等を対象とした特別の課程(教育のプログラム)を修了した者に対し、教授会の議を経て、履修の事実を証する証明書を交付できるものとする。

##### (特別聴講学生)

第48条 学長は、他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む)の者で、本学に開設する授業科目について履修することを志願する者があるときは、当該他の大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として教授会の議を経て入学を許可することができる。

2 学長は、特別聴講学生に対し、その履修した授業科目について、試験その他の方法により成績を評価し、所定の単位を与えることができる。

3 特別聴講学生について必要な事項は、この学則に定めるもののほか、別に定める。

##### (委託生)

第49条 学長は、公共団体又はその他の機関から本学の特定授業科目について修学を委託されたときは、教授会の議を経て本学の教育に支障がない限り、委託生として受け入れを許可する。

2 委託生に対する取扱いは、前条に準ずる。

##### (外国人留学生)

第49条の2 学長は、外国人で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て、外国人留学生として入学を許可することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、学長は、外国の大学等との交流協定に基づき派遣される学生があるときは、教授会の議を経て、交換留学生として入学を許可することができる。
- 3 前項の交換留学生に対しては、第21条に規定する授業のほか、交換留学生科目（別表第2）を置く。
- 4 外国人留学生、交換留学生について必要な事項は、この学則に定めるもののほか、別に定める。

## 第11章 賞罰

### （表彰）

第50条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て学長が表彰する。

### （罰則）

第51条 本学の学則及びその他の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為のあった者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 次の各号の一に該当する者は退学とする。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
  - (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
  - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 学生の懲戒に関し、必要な事項は別に定める。

## 第12章 削除

第52条から第58条 削除

## 第13章 厚生施設

### （学生寮）

第59条 本学に学生寮を置く。

- 2 学生寮に関する規則は、別に定める。

## 第14章 教育・研究施設

### （教育・研究施設）

第60条 学園及び本学に次の教育・研究施設を置く。

- (1) 西九州大学グループ地域連携センター
  - (2) 生活支援科学研究センター
- 2 教育・研究施設に関する事項は、別に定める。

## 第15章 公開講座

### （公開講座）

第61条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

附 則

この学則は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（平成6年4月1日）

この学則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、平成5年以前の入学生については、従前の定めによる。

附 則（平成7年4月1日）

1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。ただし、平成6年以前の入学生については、従前の定めによる。

2 この学則の第26条第3項の規定については、昭和38年1月21日以降の卒業生についても適用する。

附 則（平成7年9月1日）

この学則は、平成7年9月1日から施行する。

附 則（平成7年9月12日）

この学則は、平成7年9月12日から施行する。

附 則（平成7年11月21日）

この学則は、平成7年11月27日から施行する。

附 則（平成8年4月1日）

1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。ただし、平成7年以前の入学生については、従前の定めによる。

2 この学則の第26条第3項の規定については、昭和38年1月21日以降の卒業生についても適用する。

附 則（平成8年12月14日）

1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、平成8年以前の入学生については、従前の定めによる。

2 この学則の第26条第3項の規定については、昭和38年1月21日以降の卒業生についても適用する。

附 則（平成9年8月30日）

1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、平成9年以前の入学生については、従

前の定めによる。

- 2 この学則の第26条第3項の規定については、昭和38年1月21日以降の卒業生についても適用する。

附 則（平成10年9月5日）

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、平成11年3月31日以前の入学生については、従前の定めによる。

附 則（平成11年5月15日）

- 1 この学則は平成12年4月1日から施行する。ただし、平成12年3月31日に在学の者については従前のおりとする。
- 2 第2条の規定にかかわらず、平成12年度の収容定員は次のとおりとする。

| 学 科    | 入学定員 | 収容定員 |
|--------|------|------|
| 食物栄養学科 | 160名 | 340名 |
| 生活福祉学科 | 80名  | 160名 |
| 幼児教育学科 | 90名  | 180名 |

附 則（平成13年3月17日）

- 1 この学則は平成13年4月1日から施行する。ただし、平成13年3月31日に在学の者については従前のおりとする。
- 2 第3条の規定にかかわらず、平成13年度の収容定員は次のとおりとする。

| 学 科    | 入学定員 | 収容定員 |
|--------|------|------|
| 食物栄養学科 | 120名 | 280名 |
| 生活福祉学科 | 80名  | 160名 |
| 幼児教育学科 | 90名  | 180名 |

- 3 在学者に関わる授業料の額は、学則第33条及び第57条の規程にかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則（平成13年9月1日）

この学則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、平成14年3月31日に在学する者に関わる授業料の額は、学則第33条及び第57条の規程にかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則（平成13年10月15日）

この学則は平成14年4月1日から施行する。ただし、平成13年度以前の入学生については従前のおりとする。

附 則（平成13年12月15日）

この学則は平成14年4月1日から施行する。ただし、平成14年3月31日に在学する者に関わる前期、後期の納入金の額は、学則第34条の規定に関わらず、なお従前のおりとする。

附 則

この学則は平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成16年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の第21条に規定する別表第1及び第54条に規定する別表第3にかかわらず、平成16年3月31日に在学の者については、なお従前のおりとする。
- 3 この学則による改正後の第3条及び第52条第2項の規定にかかわらず、平成16年度の収容定員は次のとおりとする。

| 学 科     | 入学定員 | 収容定員 |
|---------|------|------|
| 食物栄養学科  | 80名  | 200名 |
| 生活福祉学科  | 70名  | 150名 |
| 幼児教育学科  | 90名  | 180名 |
| くらし環境学科 | 50名  | 50名  |

| 学 科    | 入学定員 | 収容定員 |
|--------|------|------|
| 福祉専攻   | 30名  | 30名  |
| 食物栄養専攻 | 10名  | 40名  |

附 則

この学則は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成18年3月11日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成18年4月1日より施行する。
- 2 この学則による改正後の第3条の規定及び第32条第1項及び第4項中幼児保育学科に関する規定並びに別表第1中2専門教育科目(3)幼児保育学科の表に関する規定は、平成18年4月1日から施行する。

ただし、平成18年3月31日に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成18年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者に係る授業科目、単位数及び卒業要件単位数は、この学則による改正後の別表第1にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この学則による改正後の第3条の規定にかかわらず、平成18年度の収容定員は次のとおりとする。

| 学 科    | 入学定員 | 収容定員 |
|--------|------|------|
| 食物栄養学科 | 80名  | 160名 |

|         |      |      |
|---------|------|------|
| 生活福祉学科  | 70名  | 140名 |
| 幼児教育学科  | —    | 90名  |
| 幼児保育学科  | 110名 | 110名 |
| くらし環境学科 | 30名  | 80名  |

附 則

- 1 この学則は平成19年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の第21条に規定する別表第1及び第54条に規定する別表第3にかかわらず、平成19年3月31日に在学の者については、なお従前のおりとする。

附 則

- 1 この学則は平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成21年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の第3条第3項の規定にかかわらず、平成21年度の収容定員は次のとおりとする。

| 学 科     | 入学定員 | 収容定員 |
|---------|------|------|
| 食物栄養学科  | 60名  | 140名 |
| 生活福祉学科  | 40名  | 110名 |
| 幼児保育学科  | 90名  | 200名 |
| くらし環境学科 |      | 30名  |

- 3 くらし環境学科は、この学則による改正後の規定にかかわらず、平成21年3月31日において当該学科に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成21年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 平成21年3月31日に在学する者(以下この項及び次項において「在学者」という。)及び平成21年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者に係る授業科目、単位数及び卒業要件単位数は、この学則による改正後の別表第1にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 課程認定の取り下げは、この学則による改正後の第32条の規定にかかわらず、平成21年3月31日において在学者の課程の学生が卒業するのを待って教職課程を廃止する。
- 6 この学則の第25条の規定については、平成20年度以前入学生についても適用する。
- 7 この学則の第28条の3の規定については、平成20年度以前の入学生についても適用する。

附 則

この学則は平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年8月28日)

この学則は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年8月19日）

この学則は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年5月15日）

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 25 年 3 月 31 日以前の在學生については、従前の通りとする。

附 則（平成24年12月15日）

この学則は平成 24 年 12 月 15 日から施行する。

附 則（平成25年5月13日）

この学則は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 2 月 17 日）

この学則は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 15 日）

この学則は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 8 月 23 日）

- 1 この学則は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年 3 月 31 日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 27 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者に係る授業科目、単位数及び卒業要件単位数は、この学則による改正後の学則第 2 1 条第 2 項、第 3 0 条第 1 項及び第 3 2 条第 2 項から第 5 項に規定する別表第 1 並びに第 5 4 条第 1 項及び第 5 5 条第 1 項に規定する別表第 2 にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 3 月 14 日）

この学則は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 9 月 14 日）

- 1 この学則は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年 3 月 31 日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 28 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者に係る授業科目、単位数及び卒業要件単位数は、この学則による改正後の学則第 2 1 条第 2 項、第 3 0 条第 1 項及び第 3 2 条第 2 項、第 4 項に規定する別表第 1 にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 12 月 13 日）

この学則は平成 27 年 12 月 13 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 1 月 18 日）

- 1 この学則は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年 3 月 31 日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 28 年 4 月 1 日以降に在学者の属する年次に転入学又は再入学する者に係る授業科目、単位数及び卒業要件単位数は、この学則による改正後の学則第 2 1 条第 2 項、第 3 0 条第 1 項、第 3 2 条第 2 項から第 5 項に規定する別表第 1 にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 3 月 12 日）

- 1 この学則は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則による改正後の学則第 3 条第 5 項の規定にかかわらず、平成 29 年度の収容定員は次のとおりとする。

| 学 科      | 収容定員    |
|----------|---------|
| 食物栄養学科   | 6 0 名   |
| 生活福祉学科   | 4 0 名   |
| 地域生活支援学科 | 1 0 0 名 |

- 3 平成 29 年 3 月 31 日在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 29 年 4 月 1 日以降において、在学者の属する年次に転入学又は再入学する者に係る授業科目、単位数及び卒業要件単位数は、この学則による改正後の学則第 2 1 条第 2 項、第 3 0 条第 1 項及び第 3 2 条第 2 項から第 5 項に規定する別表第 1 にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 8 月 20 日）

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 専攻科保育福祉専攻は、この学則による改正後の規定にかかわらず、平成 29 年 3 月 31 日において当該専攻科に在学する者（以下本項及び次項において「在学者」という。）が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 在学者に係る授業科目、単位数、修了要件単位数、資格取得、入学検定料、入学金、授業料、施設設備費及び教育充実費は、この学則による改正後の学則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 3 月 18 日）

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 5 日）

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。